

女性に対する暴力をなくす運動

問合せ：企画財政課 人権推進担当 ☎ 991-1815

許さない



11月12日(木)～25日(水)

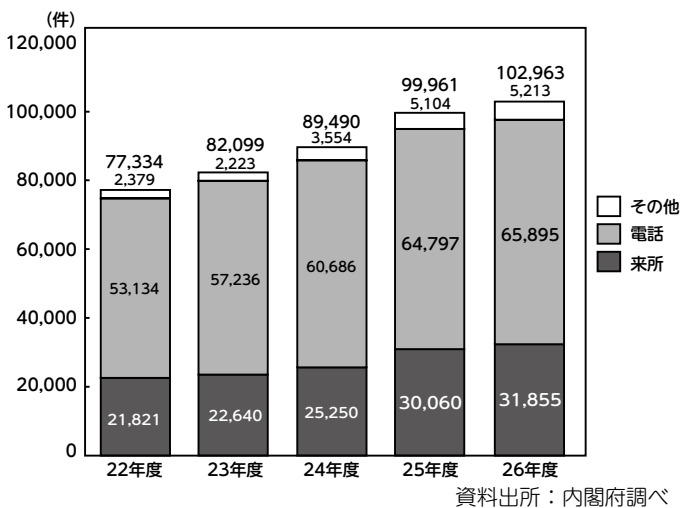
【25日は女性に対する暴力撤廃国際日】

人は誰でも安全に、安心して自分の意思を大切にしながら生きる権利があります。しかし、世の中には、他人の気持ちを無視して、一方的に嫌がる事をしたり、気持ちを傷つけたり、力で言うことをきかせようとしたりする人がいます。こうした行動を「暴力」と言います。暴力の被害実態や男女の置かれているわが国の社会構造を見ると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がありますことから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、国が主唱し、取り組む運動です。

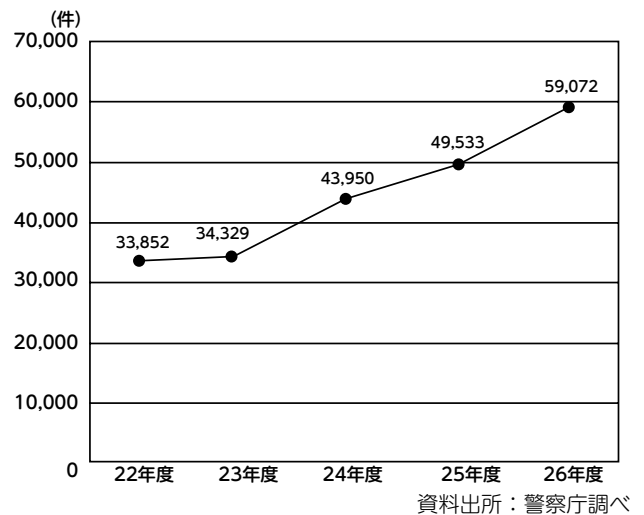
【運動の重点】

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメント等は女性に対する暴力であり、決して許されないものであるとの社会認識を更に徹底する。

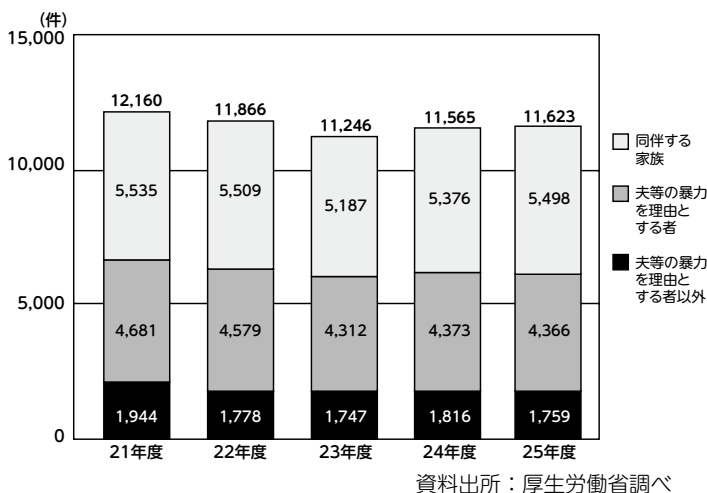
1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



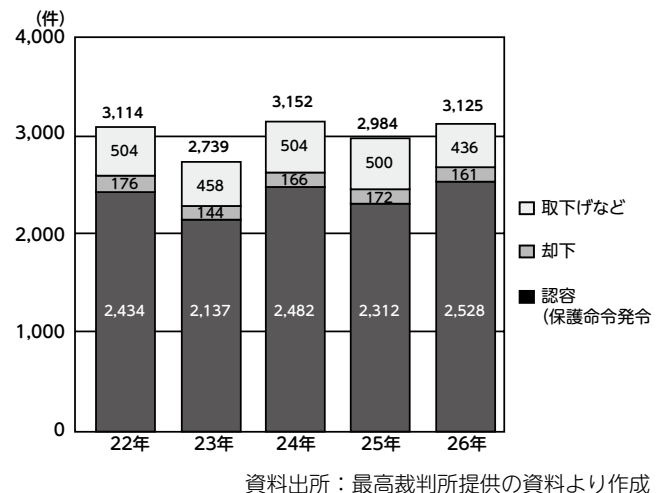
2 警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数



3 婦人相談所における一時保護件数



4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数



お悩んでいたら、ぜひ相談してください。一緒に解決策を考えていきましょう。

○町内の相談機関は17ページの「無料相談」をご覧ください。